

京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例(平成25年3月12日京都市条例47号)
(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)

基金の弾力的かつ効果的な活用を図ることを目的として、設置目的が類似している京都市音楽芸術振興基金及び京都市文化ボランティア基金を京都市文化事業基金に統合し、同基金を市民の文化の発展に寄与する事業のほか文化芸術の振興に寄与する事業の実施に必要な財源に充てることができるようにし、同基金の名称を京都市文化芸術振興基金に変更するとともに、同基金の運用益金をこれらの事業の実施に必要な財源に充て、なお剰余金があるときは、基金に積み立てることとする必要があるため、京都市文化事業基金条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月12日

京都市長 門川大作

京都市条例第47号

京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例

京都市文化事業基金条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都市文化芸術振興基金条例

(設置の目的)

第1条 市民の文化の発展及び文化芸術の振興に寄与する事業(以下「事業」という。)の実施に必要な財源に充てるため、京都市文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

第5条中「に要する費用」を「の実施に必要な財源」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により必要な財源に充て、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

第6条中「に要する費用」を「の実施に必要な財源」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月29日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市音楽芸術振興基金条例

(2) 京都市文化ボランティア基金条例

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)